証券コード　3096
令和３年６月７日

株　主　各　位

新潟県三条市西本成寺二丁目26番57号
株式会社オーシャンシステム
代表取締役社長　樋　口　　勝　人

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、次のページにありますいずれかの方法によって議決権を行使いただき、極力、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和３年６月23日（水曜日）午後５時25分までに議決権を行使賜りますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　令和３年６月24日（木曜日）午前10時
（午前９時より受付開始。お土産はございません。）

２．場　　所　新潟県燕市井土巻三丁目65番地
燕三条ワシントンホテル（３階ホール）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第43期（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第43期（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役８名選任の件

第３号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

議決権行使についてのご案内

1．当日ご出席願えない場合の株主総会における議決権は、以下の２つの方法により行使いただくことができます。

⑴ **郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合**

○後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、同封の記載面保護シールをご利用のうえご投函ください。

【 行使期限：令和３年６月23日（水曜日）午後５時25分到着分まで 】

⑵ **インターネット等にて議決権を行使いただく場合**

①「スマート行使」による方法

・同封の議決権行使書用紙に記載のＱＲコードをスマートフォン等にてお読み取りのうえ、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスいただき、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・議決権行使コード（ＩＤ）及びパスワードのご入力は不要です。

・「スマート行使」による議決権行使は１回に限らせていただきます。なお、議決権を修正される場合は、下記②の方法により再度ご行使いただく必要があります。

②「議決権行使コード（ＩＤ）」「パスワード」入力による方法

・当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記アドレス）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙の裏面に記載の議決権行使コード（ＩＤ）及びパスワードにてログインいただき、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

・議決権行使コード（ＩＤ）及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は株主総会の都度、新たに発行いたします。

【 行使期限：令和３年６月23日（水曜日）午後５時25分入力分まで 】

2．パスワードのお取り扱いについて

⑴ パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。なお、パスワードを当社（株主名簿管理人）よりお尋ねすることはございません。

⑵ パスワードは一定回数以上お間違えになりますと使用できなくなります。その際、パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

⑶ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コード（ＩＤ）は、本定時株主総会に限り有効です。

3．議決権の行使につきましては、以下の事項を予めご承知おきください。

⑴ 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

⑵ インターネットより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

⑶ 議決権行使専用のウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料等）は、株主様のご負担となります。

4．お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** までお問い合せください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先 】

フリーダイヤル **0120-768-524**（平日９:00～21:00）

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.ocean-system.com/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により停滞を余儀なくされ、緊急事態宣言の解除後は政府の各種施策により穏やかな回復基調は見られたものの、変異種の発生や緊急事態宣言の再発出など、終息への道筋が見通せず、依然として先行き不透明な状況が続いております。

食品小売業界におきましても、コロナ禍における外出自粛の動きから内食需要が増加した反面、物流コストや食品原価の高騰、人件費関連コストの増加など依然として厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループはお客様と従業員の安全・安心の最優先を目的として、代表取締役を本部長とする災害対策本部を設置し、感染防止に対する行動指針を随時更新して従業員へ周知するなどの対策を講じるとともに、業務の効率化と販売チャネルの拡大を目指すことで企業価値の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は669億６百万円（前期比7.9％増）、営業利益は14億68百万円（前期比14.9％増）、経常利益は15億87百万円（前期比14.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券評価損１億32百万円を特別損失に計上したこと等により８億58百万円（前期比2.7％増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（スーパーマーケット事業）

スーパーマーケット事業につきましては、コロナ禍における密閉・密集・密接のいわゆる「３密」を避けるため新聞折込チラシを極力控えたことにより集客人数は若干減少しましたが、お求めやすい価格での商品提供に努めたことで、当社の特色である業務用商品や青果・精肉などの生鮮品をまとめ買いされるお客様も多く、客単価は大きく上昇しました。

経費面につきましては、折込チラシを控えたことにより広告宣伝費は大きく減少しました。

以上の結果、当連結会計年度のセグメント売上高は244億12百万円（前期比4.6％増）、セグメント利益は７億17百万円（前期比41.8％増）となりました。

（業務スーパー事業）

業務スーパー事業につきましては、コロナ禍における内食需要の大幅な増加を背景に、保存用食材を中心に販売が増加したことと、プライベートブランド商品が多くのメディアで取り上げられ、認知度の向上が来店者数の増加に大きく寄与し、既存店の売上高はほぼ全ての店舗で前年を上回りました。

また、新規出店に関しましては、当社において６店舗の直営店（新潟県２店舗、山形県・宮城県・福島県・群馬県に各１店舗）と子会社である㈱カワサキにおいて５店舗（茨城県３店舗、北海道・熊本県に各１店舗）をオープンしました。

以上の結果、当連結会計年度のセグメント売上高は296億68百万円（前期比14.9％増）、セグメント利益は10億39百万円（前期比16.8％増）となりました。

（弁当給食事業）

弁当給食事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により試食を伴う対面での営業活動が制限されたことと、生活様式が変化し、テレワークや在宅勤務が普及したことで事業所向け宅配弁当の販売食数は減少しました。

惣菜等の受託製造を行っている千葉工場につきましては、内食需要の高まりから食品スーパー向け惣菜の受託量が大幅に増加しました。

以上の結果、当連結会計年度のセグメント売上高は77億84百万円（前期比0.9％減）、セグメント利益は２億62百万円（前期比19.8％減）となりました。

（食材宅配事業）

食材宅配事業につきましては、コロナ禍において、感染症対策のため個人宅への対面による営業活動を控え、ポスティングによる宣伝活動に重点を置き、一般家庭向け食材セット「すまいるごはん」の販売数は、内食需要の増加に支えられ前年を大きく上回りました。また、ケアハウスや福祉施設などへの食材販売を行う「ヨシケイキッチン」につきましても、契約施設数は順調に増加し売上に大きく貢献しました。

以上の結果、当連結会計年度のセグメント売上高は47億33百万円（前期比7.9%増）、セグメント利益は１億75百万円（前期比12.4%増）となりました。

（旅館、その他事業）

旅館、その他事業につきましては、「GoToトラベル」や「GoToEat」といった政府主導の施策により一時的に売上は回復したものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大により予約のキャンセルが相次いで発生し、売上高は大幅に減少しました。

以上の結果、当連結会計年度のセグメント売上高は３億６百万円（前期比49.4%減）、セグメント損失は１億86百万円（前期はセグメント損失83百万円）となりました。

事業セグメント別売上高

区　　分	売　上　高	前連結会計年度比
スーパーマーケット事業	24,412 百万円	104.6 %
業務スーパー事業	29,668 百万円	114.9 %
弁当給食事業	7,784 百万円	99.1 %
食材宅配事業	4,733 百万円	107.9 %
旅館、その他事業	306 百万円	50.6 %
合　　計	66,906 百万円	107.9 %

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

⑵　設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は15億84百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

セグメント名	設備の内容	事業所名
スーパーマーケット事業	店舗の改装	当社、チャレンジャー赤道店
業務スーパー事業	店舗の移転	当社、業務スーパー南方店
	店舗の新設	当社、業務スーパー村上店 当社、業務スーパー富沢店 当社、業務スーパーいわき平店 当社、業務スーパー山形桧町店 当社、業務スーパー前橋朝日町店 当社、業務スーパー上越インター店 ㈱カワサキ、業務スーパー鉾田店 ㈱カワサキ、業務スーパー帯広西５条店 ㈱カワサキ、業務スーパー神立店 ㈱カワサキ、業務スーパー北茨城店 ㈱カワサキ、業務スーパー玉名店

⑶　資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として３億円の資金調達を行いました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

⑷　事業の譲渡、合併等企業再編行為状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く食品業界の経営環境は、異業種からの参入や価格競争が一層激化するとともに、物流コストの高騰や、労働需給の逼迫による人件費関連コストの増加など依然として厳しい状況が続いております。

こうした状況の下、当社グループは、以下の課題を重点として取り組んでまいります。

① 安全、安心な食品とサービスの提供

当社グループの経営理念としても掲げており、最重要課題として認識しております。関連法令の遵守はもとより、自主検査の実施、ＱＡ（品質保証）担当者による定期巡回、品質管理部門の組織充実と機能強化を行い、一層の品質管理、食品衛生管理の強化に取り組んでまいります。

② 事業基盤の強化

スーパーマーケット事業につきましては、引き続き低価格戦略を推進するとともに売場環境及び商品構成の見直しを行い、より魅力ある店づくりに取り組んでまいります。

業務スーパー事業につきましては、直営店ならびにサブＦＣ店による出店など、戦略的な営業展開を進めてまいります。

③ 人材の確保と育成

厳格な管理体制及び積極的な営業活動を行うために優秀な人材の確保が急務となっております。当社グループといたしましては、中途採用ならびに新卒採用の両面に注力し、育成とフォローアップ体制の整備を充実させることにより人材のスキルアップと組織の活性化を図ってまいります。

④ コーポレートガバナンス

持続的成長をかなえるための企業体質の確立に向けて、透明で公正な経営体制の構築と迅速な意思決定への取り組みを通じて、業容の拡大に応じたコーポレートガバナンスの更なる充実に努めてまいります。

⑤ 新型コロナウイルス感染症対策

代表取締役を本部長とし、常勤取締役を構成員とする災害対策本部を設置し、各事業所の営業休止など重大な意思決定が速やかにできる体制を整えております。また、行政等から発せられる情報を収集し、対応策の検討と実施を行ってまいります。

このように、当社グループは、商品力を高め、安定した収益力の確保と企業競争力及び財務体質の強化を図り、お客様からの支持を得られる企業となるように取り組んでいく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第40期 平成30年３月期	第41期 平成31年３月期	第42期 令和２年３月期	第43期 (当連結会計年度) 令和３年３月期
売　上　高(百万円)	51,967	57,355	61,999	66,906
経　常　利　益(百万円)	988	1,099	1,385	1,587
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	503	485	835	858
１株当たり当期純利益(円)	51.14	49.35	84.88	90.67
総　資　産(百万円)	16,772	17,955	18,864	19,217
純　資　産(百万円)	6,543	6,837	7,607	8,134

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第40期 平成30年３月期	第41期 平成31年３月期	第42期 令和２年３月期	第43期 (当事業年度) 令和３年３月期
売　上　高(百万円)	50,511	52,488	56,125	60,022
経　常　利　益(百万円)	987	959	1,202	1,438
当　期　純　利　益(百万円)	535	418	754	814
１株当たり当期純利益(円)	54.42	42.46	76.65	86.10
総　資　産(百万円)	15,863	17,135	17,897	17,666
純　資　産(百万円)	6,044	6,307	7,020	7,481

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱サンキューオールジャパン	20百万円	100%	「フレッシュランチ39」のFC展開
㈱フーディー	10百万円	100%	「フレッシュランチ39」等ブランドによる企業宅配弁当の製造及び販売
㈱カワサキ	30百万円	100%	「業務スーパー」の店舗展開

(8) 主要な事業内容（令和３年３月31日現在）

事業セグメント	事業内容
スーパーマーケット事業	食品スーパー「チャレンジャー」による店舗展開
業務スーパー事業	「業務スーパー」の店舗展開及びフランチャイズエリア内におけるサブＦＣの指導・管理
弁当給食事業	「フレッシュランチ３９」等ブランドによる企業宅配弁当の製造及び販売
	「こしひかり弁当」ブランドによる弁当の製造及び店頭販売ならびに卸売販売
	惣菜等の受託製造
	オフィス・工場など企業内食堂の運営受託
	「フレッシュランチ３９」のＦＣ展開
食材宅配事業	「ヨシケイ」ブランドによる夕食材料セット等の宅配
旅館、その他事業	旅館及び飲食店

⑼　主要な営業所及び工場（令和３年３月31日現在）

①　当社の主要な営業所及び工場

本社	新潟県三条市
新潟本部	新潟市江南区
スーパーマーケット事業・店舗	新潟県（10店舗）
業務スーパー事業・店舗	新潟県（９店舗）・秋田県（４店舗） 宮城県（９店舗）・山形県（10店舗） 福島県（４店舗）・長野県（１店舗） 群馬県（９店舗）・茨城県（２店舗） 富山県（４店舗）
弁当給食事業・工場	新潟県（４工場）・北海道（１工場） 群馬県（１工場）・茨城県（１工場） 千葉県（１工場）
弁当給食事業・営業所	新潟県（３営業所）・群馬県（２営業所） 埼玉県（３営業所）
弁当給食事業・販売所	東京都（２店舗）
食材宅配事業・営業所	新潟県（11営業所）・北海道（３営業所） 群馬県（３営業所）
旅館、その他事業・店舗	新潟県（２店舗）

②　子会社

㈱サンキューオールジャパン	本社：新潟市東区
㈱フーディー	本社：山形県米沢市
㈱カワサキ	本社：茨城県水戸市
	店舗：茨城県（14店舗）・北海道（１店舗） 熊本県（１店舗）

⑽　使用人の状況（令和３年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
スーパーマーケット事業	187名	5名増
業務スーパー事業	196名	36名増
弁当給食事業	240名	17名減
食材宅配事業	244名	4名減
旅館、その他事業	24名	1名減
全社（共通）	50名	9名増
合計	941名	28名増

（注）１．使用人数には、嘱託・契約社員・パート・アルバイトは含まれておりません。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
863名	10名増	40.6歳	9.0年

（注）１．使用人数には、嘱託・契約社員・パート・アルバイトは含まれておりません。
２．使用人数は、当社から社外への出向者を除いた人数であります。

⑾　主要な借入先（令和３年３月31日現在）

借入先	借入額
㈱第四北越銀行	700 百万円
㈱三井住友銀行	414
㈱三菱ＵＦＪ銀行	340

⑿　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（令和３年３月31日現在）

⑴　発行可能株式総数　　35,740,000株

⑵　発行済株式の総数　　10,833,000株（自己株式1,419,189株を含む）

⑶　株主数　　11,159名

⑷　大株主（上位10名）

株　主　名	持株数	持株比率
㈱ひぐち	2,711,000株	28.80%
樋口　勤	723,000	7.68
㈱第四北越銀行	621,000	6.60
樋口　智明	182,000	1.93
オーシャンシステム従業員持株会	178,600	1.90
ＭＳＩＰ ＣＬＩＥＮＴ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	160,000	1.70
樋口　小百合	136,200	1.45
鈴木　美花	134,200	1.43
㈱ＨＫＹ	51,900	0.55
新潟酒販㈱	50,000	0.53

（注）１．当社は自己株式を1,419,189株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑸　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3．新株予約権等の状況

⑴　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

⑵　当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和３年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	樋口勝人	
取締役会長	樋口勤	㈱サンキューオールジャパン代表取締役社長
専務取締役	中嶋庄司	㈱フーディー取締役
常務取締役	宮嶋大造	
常務取締役	小野純平	執行役員業務スーパー事業部長 ㈱カワサキ代表取締役社長
取締役	杉田仁史	㈱サンキューオールジャパン取締役
取締役	山田秀樹	執行役員社長室長 ㈱サンキューオールジャパン監査役 ㈱カワサキ取締役
取締役	長谷川吉浩	執行役員チャレンジャー事業部長
取締役	齋藤吉弘	あおば社労士事務所所長 ㈱あおば中央人事労務代表取締役 合同会社あおばインベストメント代表社員
常勤監査役	武石肇	
監査役	捧俊雄	捧公認会計士事務所代表 ㈱あさひ会計社代表取締役
監査役	逸見和宏	逸見和宏公認会計士事務所代表 国立大学法人新潟大学非常勤監事 税理士法人逸見会計代表社員 新潟信用金庫員外監事

（注）１．取締役齋藤吉弘氏は、社外取締役であります。
２．取締役齋藤吉弘氏は、社会保険労務士の資格を有しており、社会保険及び労務に関する相当程度の知見を有しております。
３．監査役捧俊雄氏及び逸見和宏氏は、社外監査役であります。
４．監査役捧俊雄氏及び逸見和宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は取締役齋藤吉弘氏ならびに監査役捧俊雄氏及び逸見和宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
７．当社は保険会社との間で会社法第430条の３第１項の役員等賠償責任保険契約を次の概要で締結しています。
①被保険者の範囲
当社及び子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員
②保険契約の内容の概要
被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填します。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等を補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適法性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料の１割を役員が均等割りし負担しています。

(2)　取締役及び監査役の報酬等の額

①　取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社の業績内容、個々の業績や企業価値向上への貢献度、他社水準等を総合的に勘案して年間報酬額を決定します。

具体的には、基本報酬（固定報酬）及び業績連動報酬により構成します。ただし、非常勤取締役及び社外取締役につきましては職責を考慮し、業績連動報酬は支給しないものとします。

ロ．基本報酬の個人別の額の決定に関する方針

基本報酬は金銭報酬とし、取締役ごとに職位を勘案して決定します。

ハ．業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は金銭報酬とし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために経常利益を反映するものとします。

具体的には、各事業年度のグループ連結経常利益に応じて社内で定めた基準により算出した額で決定します。

ニ．個人別の基本報酬と業績連動報酬の割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同規模企業の水準を参考にして決定します。

なお、当面は、基本報酬（固定報酬）：業績連動報酬＝２：１を目安とします。

ホ．個人別の年間報酬額の決定に関する方針

個人別の年間報酬額は、個々の前年度の業績や企業価値向上への貢献度を代表取締役が評価し、社外取締役の助言を受けたうえで報酬案を作成し、取締役会で決定します。

なお、退職慰労金につきましては、支給することが株主総会で決議された後に、内規に従って算定した金額、支給方法等を取締役会で決定します。

ヘ．監査役の個人別の報酬等の内容に係る事項

当社の監査役の報酬は金銭報酬とし、その個人別の年間報酬額は、個々の職責や職務遂行状況及び会社の業績等を勘案し、監査役の協議により決定します。

ト．取締役の個人別の内容に係る決定方針の決定方法

代表取締役が社外取締役の助言を受けたうえで、方針案を作成し、令和３年２月12日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、平成18年６月16日開催の第28回定時株主総会において、年額360,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役３名）です。

監査役の報酬限度額は、平成18年６月16日開催の第28回定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名（うち、社外監査役２名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の額は、上記①の決定方針を定める前に決定しておりますが、当社の業績内容、個々の業績や企業価値向上への貢献度、他社水準等を総合的に勘案して取締役会で決定しており、上記方針に照らしても特段の問題はないと判断しております。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の人数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	146,080 （1,300）	146,080 （1,300）	— （—）	— （—）	９名 （１名）
監査役 （うち社外監査役）	10,580 （2,600）	10,580 （2,600）	— （—）	— （—）	３名 （２名）
合　計 （うち社外役員）	156,660 （3,900）	156,660 （3,900）	— （—）	— （—）	12名 （３名）

（注）上記支給額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額25,200千円（取締役７名に対し24,400千円（うち社外取締役１名に対し100千円）、監査役３名に対し800千円（うち社外監査役２名に対し200千円））

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	齋 藤 吉 弘	あおば社労士事務所	所長
		㈱あおば中央人事労務	代表取締役
		合同会社あおばインベストメント	代表社員
監査役	捧　　俊 雄	捧公認会計士事務所	代表
		㈱あさひ会計社	代表取締役
監査役	逸 見 和 宏	逸見和宏公認会計士事務所	代表
		国立大学法人新潟大学	非常勤監事
		税理士法人逸見会計	代表社員
		新潟信用金庫	員外監事

（注）1．当社とあおば社労士事務所、㈱あおば中央人事労務及び合同会社あおばインベストメントとの間に特別な関係はありません。
2．当社と捧公認会計士事務所及び㈱あさひ会計社との間に特別な関係はありません。
3．当社と逸見和宏公認会計士事務所、国立大学法人新潟大学、税理士法人逸見会計及び新潟信用金庫との間に特別な関係はありません。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況
取締役	齋 藤 吉 弘	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に社会保険労務士としての専門的見地から、取締役会において、当社の経営上有用な指摘、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役	捧　　俊 雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、当社の経営上有用な指摘、意見を述べ、監査役会において自らの職務の執行について随時報告を行っております。
監査役	逸 見 和 宏	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、当社の経営上有用な指摘、意見を述べ、監査役会において自らの職務の執行について随時報告を行っております。

（注）上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

5．会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,500千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は代表取締役社長が法令の遵守と透明度の高い経営を目指すことを内容とする「社訓・経営理念」について、取締役及び使用人に繰り返しその精神を伝えることによりコンプライアンスを徹底する。

代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を組成し、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、取締役及び使用人に対し「コンプライアンスマニュアル」に基づいた教育ならびに管理を実施する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

内部監査室を設置し、当該組織は会社の業務実施状況を把握のうえ、すべての業務が法令、定款、社内規程等に準拠し適正・妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度、組織、諸規程等が適正・妥当であるかを調査・検証するとともに、代表取締役社長にその結果を定期的及び必要に応じて報告する。

法令、規定に反した行為等について取締役及び使用人が直接情報提供を行うホットラインを設置運営するとともに、情報提供に対しては「コンプライアンス委員会規程」に沿った対応をとるものとする。

社会の秩序や当社グループ及びその取締役・使用人に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する対応マニュアル」に基づき、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規程」等に基づき文書等に記録し、保存及び管理する。取締役及び監査役は、同規程等により、これらの文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

③ 損失の危険に対する管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」により、リスクの予防及びリスクの発生に備えた事前準備や処理体制の確立を行う。

なお、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする対策本部を設置し危機対応の体制をとり、迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図り、重要な業務執行課題については、事前に取締役及び事業部長等で構成する経営会議で十分な審議を行ったうえで取締役会に付議するものとする。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務執行の適正性、損失の危険に対する管理、業務執行の効率性、業務執行の法令及び定款に対する適合性の監査体制

「関係会社管理規程」に基づき、適正な業務執行かつ効率的で円滑な業務運営を遂行し企業集団全体の安定成長を図るため、当社を中心とした企業集団全体の業務執行に関する管理体制を明確にする。

「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査室による関係会社の内部監査を実施し、子会社から独立した立場で業務執行の適正性、損失の危険に対する管理、業務執行の効率性、業務執行の法令及び定款に対する適合性について監査を行うことにより業務の適正を確保する。

⑥　監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する実効性の確保に関する事項

監査役がその職務の執行に関して補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、使用人を置くものとする。監査役の補助をする期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されるものとし、人事異動及び人事評価に関しては、監査役会の同意を得なければならない。

⑦　当社及び子会社取締役及び会計参与ならびに使用人、監査役、執行役、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人等は、当社及び子会社に対して損失の危機がある事項及び不正行為や法令・定款に対する違反行為を認識した場合、また取締役会に付議すべき重要な事項が生じた場合には、監査役に対して速やかに報告しなければならない。また監査役から報告の求めがあった場合には、取締役及び使用人等は、その報告を行う義務を負う。報告を行った者は、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。

監査役は、取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議等に出席し、業務執行過程における意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するとともに、稟議書類等業務執行に係る文書を閲覧し、取締役及び使用人等に対して説明を求めることができる。

監査役の職務執行により生じる費用の前払または償還の手続、その他の職務の執行により生じる費用または債務の負担については、会社に請求することができる。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、「監査役会規程」に基づき、監査役会と定期的に会合を開催し、会社が対応すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、監査役監査の実効性を高める。

監査役は、「監査役監査規程」に基づき、会計監査人及び内部監査室と連携し、十分な調整の上で、年度計画、個別計画等の監査計画を策定し、監査役監査の実効性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 原則として月１回の取締役会を開催するほか、事前に取締役及び事業部長等で構成する経営会議で十分な審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席及び代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部門との間で定期的な情報交換等を行う事で、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③ 内部監査部門は、内部統制に関する基本計画に基づき当社グループ全体の財務報告の信頼性と適正性を確保するため内部統制評価を実施し、経営会議及び取締役会に報告しております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元の充実を経営上の重要課題の１つとして認識しております。配当原資確保のために財務体質の強化や収益力をアップして、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。また、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としております。

なお、当社は会社法第459条第１項各号の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定めており、中間配当及び期末配当の決定機関はいずれも取締役会であります。

当期の期末配当金につきましては、当期連結業績が順調に推移したことを勘案し、ご支援いただいております株主の皆様への感謝の意を表するため、１株当たり普通配当７円に加え、特別配当４円を実施させていただくことといたしました。これにより、令和３年３月期の期末配当金は１株当たり11円となります。すでに、令和２年11月30日に実施済みの中間配当金１株当たり７円とあわせまして、年間配当金は１株当たり18円となります。

また、内部留保資金につきましては、今後の事業展開への備えと成長性、収益性の高い分野への設備投資などに投入していくこととしております。

また、自己株式の処分・活用につきましては、当社グループ成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（令和３年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,770,541**	**流動負債**	**7,232,677**
現金及び預金	2,616,702	買掛金	3,845,698
売掛金	1,692,819	短期借入金	888,448
商品	1,780,060	リース債務	177,796
原材料	104,203	未払金	813,878
貯蔵品	20,094	未払費用	648,608
その他	558,882	未払法人税等	312,106
貸倒引当金	△2,221	未払消費税等	59,586
固定資産	**12,447,016**	賞与引当金	223,157
有形固定資産	**9,651,346**	その他	263,397
建物及び構築物	5,255,752	**固定負債**	**3,850,479**
機械装置及び運搬具	190,720	社債	600,000
工具、器具及び備品	335,826	長期借入金	1,447,876
土地	3,208,854	リース債務	514,885
リース資産	657,694	退職給付に係る負債	3,325
建設仮勘定	2,499	役員退職慰労引当金	178,850
無形固定資産	**387,358**	資産除去債務	749,201
のれん	121,379	長期預り保証金	338,393
借地権	150,407	その他	17,947
その他	115,571	**負債合計**	**11,083,156**
投資その他の資産	**2,408,311**	**純資産の部**	
投資有価証券	593,934	**株主資本**	**7,831,052**
退職給付に係る資産	43,416	資本金	801,710
繰延税金資産	381,631	資本剰余金	366,781
敷金	594,210	利益剰余金	7,832,242
差入保証金	768,518	自己株式	△1,169,681
その他	28,926	**その他の包括利益累計額**	**303,349**
貸倒引当金	△2,326	その他有価証券評価差額金	335,752
		退職給付に係る調整累計額	△32,403
		純資産合計	**8,134,401**
資産合計	**19,217,558**	**負債純資産合計**	**19,217,558**

連結損益計算書

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**66,906,332**
売上原価		**50,895,660**
売上総利益		**16,010,671**
販売費及び一般管理費		**14,542,424**
営業利益		**1,468,247**
営業外収益		
受取利息	224	
受取配当金	12,776	
受取家賃	29,292	
その他	117,329	159,622
営業外費用		
支払利息	21,408	
雑損失	19,020	40,428
経常利益		**1,587,440**
特別利益		
投資有価証券売却益	8,390	8,390
特別損失		
固定資産除却損	59,053	
投資有価証券評価損	132,997	
減損損失	83,603	
その他	17,443	293,097
税金等調整前当期純利益		**1,302,733**
法人税、住民税及び事業税	501,535	
法人税等調整額	△57,013	444,522
当期純利益		**858,211**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**858,211**

連結株主資本等変動計算書

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	801,710	366,781	7,098,990	△751,670	7,515,811
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△124,959	－	△124,959
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	858,211	－	858,211
自己株式の取得	－	－	－	△418,011	△418,011
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	733,251	△418,011	315,240
当期末残高	801,710	366,781	7,832,242	△1,169,681	7,831,052

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	144,614	△52,774	91,840	7,607,651
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△124,959
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	858,211
自己株式の取得	－	－	－	△418,011
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	191,138	20,370	211,509	211,509
当期変動額合計	191,138	20,370	211,509	526,749
当期末残高	335,752	△32,403	303,349	8,134,401

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

⑴ 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	３社
連結子会社の名称	㈱サンキューオールジャパン ㈱フーディー ㈱カワサキ

⑵ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び原材料

スーパーマーケット事業・業務スーパー事業	売価還元法による原価法（ただし、生鮮食品は最終仕入原価法、物流センター等の在庫品は移動平均法による原価法）
弁当給食事業	最終仕入原価法（ただし、物流センター等の在庫品は移動平均法による原価法）
食材宅配事業・旅館、その他事業	最終仕入原価法
貯蔵品	最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、事業用定期借地契約による借地上の建物及び構築物については、残存価額を零とした借地契約期間を耐用年数とする定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　２～50年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

ロ．消費税等の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ハ．のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

ニ．退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

なお、当連結会計年度末における年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回るため、43,416千円を投資その他の資産の退職給付に係る資産に計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

２．会計上の見積りに関する注記

弁当給食事業セグメントの一部の支店に係る有形固定資産の減損

⑴ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失　－千円　、有形固定資産　931,736千円

⑵ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当連結会計年度において、弁当給食事業セグメントの弁当給食事業の一部の支店に係る資産グループについて、減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

将来キャッシュ・フローは、資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる金額を見積もっております。資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、過去の一定期間における実績にこれまでの趨勢を踏まえた一定の成長率を考慮して行っております。

② 主要な仮定

資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りの主要な仮定は、当該支店における売上高の成長率、売上原価、人件費、販売活動費といった費用（以下、営業活動から生ずる費用という。）の水準であります。また、新型コロナウイルス感染症については、令和４年３月期中にかけても影響するものと仮定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である当該支店における売上高の成長率、営業活動から生ずる費用の水準は見積りの不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の終息時期、原材料等の価格の高騰など、今後の経過によっては翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

３．表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号令和２年３月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

⑴ 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物	113,052千円
土地	449,494千円
計	562,547千円

上記に対する債務

短期借入金	381,360千円
長期借入金	534,140千円
計	915,500千円

⑵ 有形固定資産の減価償却累計額　7,951,528千円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　10,833,000株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式（千株）	989	430	－	1,419

（注）自己株式の増加は取締役会の決議に基づく自己株式の取得430千株による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和2年5月14日取締役会	普通株式	59,063	6.0	令和2年3月31日	令和2年6月26日
令和2年11月13日取締役会	普通株式	65,896	7.0	令和2年9月30日	令和2年11月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和3年5月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	103,551	11.0	令和3年3月31日	令和3年6月25日

(4) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の使途は主として設備投資資金であり、借入金の金利変動リスクに対して、主に固定金利を選択することにより支払利息の固定化を実施しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

令和３年３月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
①　現金及び預金	2,616,702	2,616,702	―
②　売掛金	1,692,819	1,692,819	―
③　投資有価証券	578,800	578,800	―
④　差入保証金	600,710	588,715	△11,995
⑤　買掛金	(3,845,698)	(3,845,698)	―
⑥　社債	(600,000)	(599,999)	△0
⑦　長期借入金(１年内返済予定のものを含む)	(2,336,324)	(2,330,732)	△5,591

（*）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

①　現金及び預金、ならびに②　売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④　差入保証金

差入保証金の時価については、その種別ごとに分類し、償還予定期間に応じて将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤　買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥　社債

社債の時価については、新規発行を行った際の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑦　長期借入金（１年内返済予定のものを含む）

長期借入金のうち、固定金利によるものの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額15,134千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③　投資有価証券」には含めておりません。

（注３）差入保証金のうち、連結貸借対照表計上額167,808千円は、償還期間及び将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④　差入保証金」には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たりの純資産額	864円09銭
１株当たりの当期純利益	90円67銭

８．減損損失に関する注記

場所	用途	種類
スーパーマーケット事業		
新潟県長岡市	店舗	建物及びリース契約物件他
弁当給食事業		
札幌市白石区	遊休不動産	土地
旅館、その他事業		
東京都中央区	店舗	建物及び機械装置他

当社グループは、原則として事業部毎の支店及び店舗等を基本単位としてグルーピングを行っておりますが、賃貸用不動産及び遊休資産については物件単位によってグルーピングを行っております。当連結会計年度において、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(83,603千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物10,365千円、機械装置及び運搬具5,827千円、リース資産21,222千円、土地37,090千円、その他9,097千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額については主に不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準に評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価格をゼロとして算定しております。

9．資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち、連結貸借対照表に計上しているもの

⑴ 当該資産除去債務の概要

店舗等における賃貸借契約終了後の原状回復に伴う費用であります。

⑵ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に20～34年と見積もり、割引率は0.1～2.3％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	656,053千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	89,252千円
時の経過による調整額	10,356千円
資産除去債務の履行による減少額	△6,461千円
期末残高	749,201千円

10．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（令和３年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,439,901**	**流動負債**	**6,878,717**
現金及び預金	1,715,209	買掛金	3,769,887
売掛金	1,551,071	１年内返済予定の長期借入金	828,448
商品	1,520,086	リース債務	109,981
原材料	100,972	未払金	766,571
貯蔵品	19,934	未払費用	608,353
前払費用	185,958	未払法人税等	254,717
未収入金	110,185	未払消費税等	55,527
１年内回収予定の関係会社長期貸付金	4,919	前受金	122,270
預け金	232,463	預り金	148,149
その他	1,101	賞与引当金	208,860
貸倒引当金	△2,000	リース資産減損勘定	5,949
固定資産	**12,226,841**	**固定負債**	**3,306,074**
有形固定資産	**8,709,550**	社債	600,000
建物	4,440,480	長期借入金	1,242,876
構築物	288,125	リース債務	327,397
機械及び装置	187,930	役員退職慰労引当金	134,900
工具、器具及び備品	332,027	資産除去債務	682,590
土地	3,052,882	長期預り保証金	307,416
リース資産	405,604	リース資産減損勘定	10,894
建設仮勘定	2,499	**負債合計**	**10,184,791**
無形固定資産	**252,654**	**純資産の部**	
借地権	149,883	**株主資本**	**7,146,199**
ソフトウェア	86,357	**資本金**	**801,710**
電話加入権	16,324	**資本剰余金**	**366,781**
その他	88	資本準備金	354,553
投資その他の資産	**3,264,637**	その他資本剰余金	12,228
投資有価証券	593,934	**利益剰余金**	**7,147,389**
関係会社株式	996,015	利益準備金	98,952
出資金	4,779	その他利益剰余金	7,048,436
関係会社長期貸付金	18,036	固定資産圧縮積立金	83,104
破産更生債権等	2,326	別途積立金	2,903,000
長期前払費用	13,804	繰越利益剰余金	4,062,332
繰延税金資産	323,264	**自己株式**	**△1,169,681**
前払年金費用	90,006	**評価・換算差額等**	**335,752**
敷金	532,023	その他有価証券評価差額金	335,752
差入保証金	692,773	**純資産合計**	**7,481,951**
貸倒引当金	△2,326		
資産合計	**17,666,743**	**負債純資産合計**	**17,666,743**

損　益　計　算　書

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		**60,022,700**
売　上　原　価		**45,497,473**
売　上　総　利　益		**14,525,227**
販売費及び一般管理費		**13,293,262**
営　業　利　益		**1,231,964**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	253	
受　取　配　当　金	94,724	
受　取　家　賃	28,510	
業　務　受　託　手　数　料	13,000	
雑　収　入	109,659	246,147
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	18,527	
社　債　利　息	2,100	
雑　損　失	19,011	39,638
経　常　利　益		**1,438,474**
特　別　利　益		
投資有価証券売却益	8,390	8,390
特　別　損　失		
固定資産除却損	59,053	
投資有価証券評価損	132,997	
店舗閉鎖損失	11,797	
減　損　損　失	83,603	
そ　の　他	2,944	290,396
税引前当期純利益		**1,156,468**
法人税、住民税及び事業税	391,992	
法人税等調整額	△50,502	341,489
当　期　純　利　益		**814,978**

株主資本等変動計算書

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	801,710	354,553	12,228	366,781	98,952	83,104	2,903,000
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－
当期末残高	801,710	354,553	12,228	366,781	98,952	83,104	2,903,000

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	3,372,313	6,457,370	△751,670	6,874,191	146,007	7,020,198
当期変動額						
剰余金の配当	△124,959	△124,959	－	△124,959	－	△124,959
当期純利益	814,978	814,978	－	814,978	－	814,978
自己株式の取得	－	－	△418,011	△418,011	－	△418,011
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	189,745	189,745
当期変動額合計	690,018	690,018	△418,011	272,007	189,745	461,753
当期末残高	4,062,332	7,147,389	△1,169,681	7,146,199	335,752	7,481,951

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び原材料

スーパーマーケット事業・業務スーパー事業	売価還元法による原価法（ただし、生鮮食品は最終仕入原価法、物流センター等の在庫品は移動平均法による原価法）
弁当給食事業	最終仕入原価法（ただし、物流センター等の在庫品は移動平均法による原価法）
食材宅配事業・旅館、その他事業	最終仕入原価法
貯蔵品	最終仕入原価法

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、事業用定期借地契約による借地上の建物及び構築物については、残存価額を零とした借地契約期間を耐用年数とする定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　　２～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とする定額法によっております。

④ 長期前払費用
定額法

⑶ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、当事業年度末における年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回るため、90,006千円を投資その他の資産の前払年金費用に計上しております。
また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑷　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①　退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計上の見積りに関する注記

弁当給食事業セグメントの一部の支店に係る有形固定資産の減損

連結注記表に記載しているため、注記を省略しております。

3．表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号令和２年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

4．貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物	113,052千円
土地	449,494千円
計	562,547千円

上記に対する債務

１年以内返済予定の長期借入金	381,360千円
長期借入金	534,140千円
計	915,500千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　7,083,155千円

⑶　関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	16,274千円
長期金銭債権	19,036千円
短期金銭債務	66,098千円
長期金銭債務	28,000千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	5,197,242千円
仕入高	215,438千円
営業取引以外の取引高	97,614千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式（千株）	989	430	－	1,419

（注）自己株式の増加は取締役会の決議に基づく自己株式の取得430千株による増加であります。

7．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

未払事業税	20,918千円
賞与引当金	63,598千円
賞与引当金対応分社会保険料	10,014千円
減価償却費	137,083千円
減損損失	276,756千円
役員退職慰労引当金	41,077千円
その他	39,486千円
小計	588,934千円
評価性引当額	△89,533千円
繰延税金資産合計	499,400千円

（繰延税金負債）

前払年金費用	△27,407千円
その他有価証券評価差額金	△146,997千円
固定資産圧縮積立金	△25,771千円
小計	△200,176千円
評価性引当額	24,039千円
繰延税金負債合計	△176,136千円
繰延税金資産の純額	323,264千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%
住民税均等割	4.9%
所得拡大税制等の税額控除	△4.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.2%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.5%

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱サンキューオールジャパン	所有 直接100%	役員の兼任	業務受託手数料収入	13,000	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務受託手数料収入については、業務の内容を勘案し、手数料を毎期決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	794円78銭
1株当たりの当期純利益	86円10銭

10. 減損損失に関する注記

場所	用途	種類
スーパーマーケット事業		
新潟県長岡市	店舗	建物及びリース契約物件他
弁当給食事業		
札幌市白石区	遊休不動産	土地
旅館、その他事業		
東京都中央区	店舗	建物及び機械装置他

当社は、原則として事業部毎の支店及び店舗等を基本単位としてグルーピングを行っておりますが、賃貸用不動産及び遊休資産については物件単位によってグルーピングを行っております。当事業年度において、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(83,603千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物9,637千円、構築物728千円、機械及び装置5,827千円、リース資産21,222千円、土地37,090千円、その他9,097千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額については主に不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準に評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価格をゼロとして算定しております。

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

⑴ 当該資産除去債務の概要

店舗等における賃貸借契約終了後の原状回復に伴う費用であります。

⑵ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に20～34年と見積もり、割引率は0.1～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	610,411千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	68,633千円
時の経過による調整額	10,006千円
資産除去債務の履行による減少額	△6,461千円
期末残高	682,590千円

12. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和３年５月14日

株式会社オーシャンシステム
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　五十嵐朗 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大黒英史 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社オーシャンシステムの令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーシャンシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和３年５月14日

株式会社オーシャンシステム
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　五十嵐朗 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大黒英史 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オーシャンシステムの令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの第４３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、令和２年４月１日から令和３年３月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和３年５月14日

株式会社オーシャンシステム　監査役会

常勤監査役　武石　肇　㊞

社外監査役　捧　俊雄　㊞

社外監査役　逸見和宏　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第２条につきまして、事業目的を追加、変更するものであります。

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現行	変更案
第1章　総則 （目的） 第2条　（条文省略） （1）～（16）（条文省略） （新設） （17）プリペイドカード等の前払式支払手段発行及びその第三者型発行 （18）　（条文省略）	第1章　総則 （目的） 第2条　（現行どおり） （1）～（16）（現行どおり） （17）コンピューターに関するソフトウェアの開発、制作、販売、賃貸、保守及びコンサルティング （18）電子マネー等の電子的価値情報、プリペイドカード等の前払式支払手段その他の決済事業 （19）　（現行どおり）

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名（うち社外取締役１名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	樋口勝人（ひぐち まさと） （昭和50年４月22日生）	平成９年５月 日本料理　しまや入社 平成11年５月 当社入社 平成14年１月 当社ランチサービス事業部ぐるめし本舗新潟店長 平成20年10月 当社ランチサービス事業部新潟店長 平成22年６月 当社取締役兼社長室長 平成23年４月 当社取締役 平成24年４月 当社取締役兼営業本部副本部長 平成25年４月 当社代表取締役副社長 平成27年６月 当社代表取締役社長（現任）	40,000株
2	樋口勤（ひぐち つとむ） （昭和25年６月25日生）	昭和44年４月 ひぐち食品入社 昭和52年11月 ㈱ひぐち食品設立と共に取締役就任 昭和53年11月 当社設立と共に専務取締役就任 平成10年４月 当社代表取締役副社長 平成21年６月 当社代表取締役社長 平成27年６月 当社代表取締役会長 平成29年６月 当社取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱サンキューオールジャパン　代表取締役社長	723,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	中嶋庄司（なかじましょうじ） （昭和32年３月25日生）	昭和56年９月 ㈱島田入社 昭和57年９月 ㈱ひぐち食品入社 平成10年２月 営業譲渡により㈱ランチサービス（現在のランチサービス事業部）へ移籍 平成10年４月 合併により当社へ移籍 当社取締役兼ランチサービス事業部長 平成22年６月 当社常務取締役兼営業本部長兼ランチサービス事業部長 平成23年４月 当社常務取締役兼営業本部長 平成26年４月 当社常務取締役 平成27年６月 当社専務取締役兼宅配事業部長 平成27年７月 当社専務取締役兼宅配事業部長兼デリカフーズ事業部長 平成28年４月 当社専務取締役兼執行役員宅配事業部長 令和２年４月 当社専務取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱フーディー　取締役	45,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	小野純平（おのじゅんぺい） （昭和36年1月27日生）	平成12年11月 三共観光㈱入社 平成14年４月 当社入社 平成20年４月 当社小売事業部次長 平成22年６月 当社取締役兼小売事業部業務スーパー担当部長 平成25年４月 当社取締役兼執行役員業務スーパー事業部長 令和２年６月 当社常務取締役兼執行役員業務スーパー事業部長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱カワサキ　代表取締役社長	1,400株
5	杉田仁史（すぎたひとし） （昭和36年10月２日生）	平成12年７月 ㈱サンキューオールジャパン入社 平成21年６月 当社取締役 平成25年４月 当社取締役兼執行役員営業本部部門担当部長 平成26年４月 当社取締役兼執行役員ＦＣ開発部門担当部長 当社取締役兼執行役員ＦＣ開発事業部長 平成28年４月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱サンキューオールジャパン　取締役	2,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	山田秀樹 （昭和39年1月1日生）	昭和63年４月 ㈱北越銀行（現㈱第四北越銀行）入行 平成15年３月 プルデンシャル生命保険㈱入社 平成19年12月 社会医療法人嵐陽会三之町病院入職 平成28年５月 当社入社 当社管理部付部長 平成28年８月 当社内部監査室長 平成29年６月 当社常勤監査役 平成30年６月 当社取締役兼執行役員社長室長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱サンキューオールジャパン　監査役 ㈱カワサキ　取締役	500株
7	長谷川吉浩 （昭和39年3月27日生）	昭和58年５月 ㈱ファミリーデパート江口屋（現イオンリテール㈱）入社 平成13年５月 当社入社 平成22年４月 当社チャレンジャー事業部次長 平成28年４月 当社執行役員チャレンジャー事業部長 令和２年６月 当社取締役兼執行役員チャレンジャー事業部長（現任）	2,600株
8	齋藤吉弘 （昭和42年7月22日生）	平成３年４月 ㈱日立製作所入社 平成14年９月 三条市労務管理協会入所 平成16年９月 社会保険労務士登録 平成18年11月 特定社会保険労務士登録 平成21年４月 あおば社労士事務所設立と共に所長就任（現任） 平成22年９月 ㈱あおば中央人事労務設立と共に代表取締役就任（現任） 平成26年６月 当社社外取締役（現任） 平成31年１月 合同会社あおばインベストメント代表社員（現任） （重要な兼職の状況） あおば社労士事務所　所長 ㈱あおば中央人事労務　代表取締役 合同会社あおばインベストメント　代表社員	―株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．「所有する当社の株式数」については、令和３年３月31日現在の所有株式数を記載しております。
３．候補者の齋藤吉弘氏は社外取締役候補者であります。
４．各取締役候補者の選任の理由は次のとおりであります。
⑴ 樋口勝人氏
当社代表取締役として当社の経営を担っており、将来に向けた成長基盤強化を推進しています。これまでの経験と実績から今後も当社のさらなる発展をけん引することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
⑵ 樋口勤氏
当社グループ全体にわたる事業経営に関する知見を有しており、今後も当社グループをけん引することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
⑶ 中嶋庄司氏
営業部門を中心に事業全般を熟知するとともに豊富な業務経験を有し、これまでの経験と実績から、今後も当社の発展をけん引できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
⑷ 小野純平氏
営業部門、特に食品スーパー事業を中心に事業全般を熟知するとともに豊富な業務経験を有し、これまでの経験と実績から、今後も当社の発展をけん引できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
⑸ 杉田仁史氏
開発部門を中心に事業全般を熟知するとともに豊富な業務経験を有し、これまでの経験と実績から、今後も当社の発展をけん引できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
⑹ 山田秀樹氏
監査部門、管理部門を中心に事業全般を熟知するとともに豊富な業務経験を有し、これまでの経験と実績から、今後も当社の発展をけん引できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
⑺ 長谷川吉浩氏
食品スーパー事業を中心に事業全般を熟知するとともに豊富な業務経験を有し、これまでの経験と実績から、今後も当社の発展をけん引できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
⑻ 齋藤吉弘氏
社会保険労務士として専門的な知識・経験等を有しており、実践的な視点から、社外取締役として適切な助言と業務執行に対する監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．社外取締役候補者に関する特記事項
⑴ 社外取締役の就任してからの年数
齋藤吉弘氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって７年となります。

⑵ 社外取締役としての責任限定契約について
齋藤吉弘氏と当社との間で、会社法第427条第１項の規定により、損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

６．当社は齋藤吉弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

７．当社は保険会社との間で会社法第430条の３第１項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合を補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適法性が損なわれないように措置を講じております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第３号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を退任されます宮嶋大造氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈致したいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

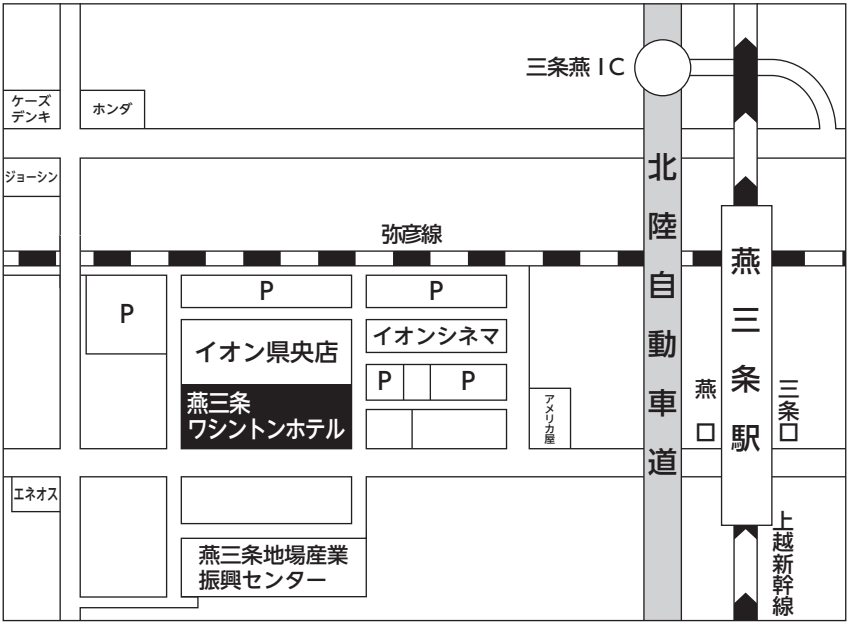
本議案は、当社において予め定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針および社内規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　歴
宮嶋大造（みやじまだいぞう）	平成22年６月　当社取締役 平成27年６月　当社常務取締役（現任）

以　上

株主総会会場ご案内図



会場　新潟県燕市井土巻三丁目65番地
　　燕三条ワシントンホテル（３階ホール）
電話　（0256）66-1111
交通　北陸自動車道　三条燕インターより車で３分
　　上越新幹線　燕三条駅より徒歩で５分

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防対策として、運営スタッフはマスクを着用させていただく場合がございますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

本株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、ご来場について慎重なご判断をお願い申し上げます。

また、本総会会場において、感染予防のための措置を講ずる場合もございますので、ご理解とご協力のほどを重ねてお願い申し上げます。